

令和7年（フ）第284号

香川県東かがわ市三本松133番地
破産者 田中水産有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第461号

香川県高松市牟礼町牟礼2097番地3
破産者 株式会社エーアシストコーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第213号

北海道苫小牧市泉町1丁目1番11号
破産者 有限会社プロム

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年（フ）第897号

東京都調布市国領町3丁目16番地15チェック
メイト国領102
破産者 林 杏一

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第903号

東京都東村山市本町1丁目13番地16グレート
ハウス103
破産者 山口由希子

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第958号

東京都町田市南大谷1丁目20番10号メゾン・
リエールⅢ101
破産者 瀬川 譲士

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1027号

東京都町田市小山町3670番地8リバーサイド
カネヤマ103
破産者 橋本 華（旧姓田端）

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第47号

長野県茅野市豊平374番地1
破産者 株式会社オクト

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和8年（フ）第36号

愛知県尾張旭市向町二丁目1番地1
破産者 株式会社サン・ユタカ

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（フ）第99号

三重県四日市市赤堀一丁目8番7号 エス
テート赤堀C-205
破産者 山口 清孝

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第721号

京都市右京区西京極堤下町12番地の2
破産者 有限会社ニュープリント

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第355号

岡山県倉敷市宮前329番地6
破産者 株式会社くろーばー

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第531号

広島市安芸区矢野南1丁目1番12-201号
破産者 株式会社内田興業

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第469号

岐阜市領下1828番地（エスウィステリアI
106）、開始決定時の住所岐阜市柳津町北塚5
丁目53番地3（フルーメン・エ・サリセス
202号室）（前々住所）岐阜市一松道1丁目9
番地（リオリエント華陽303号室）
破産者 TESTA, Incこと赤塚 清広

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第130号

岐阜市加納愛宕町18番地1（愛宕住宅 930
号室）
破産者 加藤丈太郎

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第138号

岐阜県美濃市大矢田565番地 イースト花水
木 202号室
破産者 三商こと 内田 裕介

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第155号

名古屋市中区千代田三丁目17-28 S－R E
S I D E N C E鶴舞Ⅱ 205 坂井方、開始
決定時の住所岐阜県各務原市那加不動丘2丁
目26番地11
破産者 高垣京太郎

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第357号

福岡県遠賀郡岡垣町東高倉2丁目16番1号、
前住所広島県呉市下蒲刈町下島3415番地の4
破産者 濱口 敏幸

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第383号

北九州市小倉北区白銀2丁目1番8号、前住
所北九州市小倉北区赤坂1丁目5番18号
破産者 橋迫 宏志

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第175号

鹿児島市小山西町62番地6号
破産者 西 藍

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係